

秋田県告示第175号

秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）第22条第1項の規定により、次のとおり秋田県ふるさと村の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県ふるさと村の利用料金は、令和3年4月1日から適用する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 スノーホワイト城及びかまくらシアターの利用料金

区 分		利用料金の額 (1人1回につき)	
スノーホワイト城及びかまくらシアター	小学校児童及び中学生生徒	400円	
	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	600円	
	一般	600円	
	団体	小学校児童及び中学生生徒	350円
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	550円
		一般	550円
	福祉	小学校児童及び中学生生徒	200円
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	300円
		一般	300円
	企画	小学校児童及び中学生生徒	200円以上350円以下
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	300円以上550円以下
		一般	300円以上550円以下

備考

- この表における「小学校児童及び中学生生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- この表における「団体」は、20人以上の団体が入館する場合に適用する。
- この表における「福祉」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその者の介護者（1人に限る。）が入館する場合に適用する。
- この表における「企画」は、企画商品の種類に応じて、表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。

2 許可施設の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額	
ドーム劇場	対価を得る場合	1時間につき	平日	16,500円
			土曜日・日曜日・休日	22,000円
	対価を得ない場合	1時間につき	平日	9,900円

				土曜日・日曜日・休日	13,200円
工芸展示館、 工芸工房及び 体験工房	対価を得る場合	月単位 で使 用 す る 場 合	使用面積1 平方メー トル当 たり1 月につ き	基本料金	330円
				加算料金	当該月の売上高に0.11を乗じて得た額
	時間単 位で使 用 す る 場 合	使用面積1 平方メー トル当 たり1 時間につ き			17円
	対価を得ない場合	月単位 で使 用 す る 場 合	使用面積1 平方メー トル当 たり1 月につ き		
時間単 位で使 用 す る 場 合		使用面積1 平方メー トル当 たり1 時間につ き			11円
ふるさと市場		使用面積1平方メー トル当 たり1 月につ き		基本料金	1,650円
				加算料金	当該月の売上高について次に掲げる区分に 従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た 額 (1) 売上高のうち25,000円までの額 0.22 (2) 売上高のうち25,000円を超え42,000 円までの額 0.11 (3) 売上高のうち42,000円を超える額 0.055
ふるさと料理館		使用面積1平方メー トル当 たり1 月につ き		基本料金	1,320円
				加算料金	当該月の売上高について次に掲げる区分に 従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た 額 (1) 売上高のうち25,000円までの額 0.22 (2) 売上高のうち25,000円を超え42,000 円までの額 0.11 (3) 売上高のうち42,000円を超える額 0.055

備考

- この表における「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- この表における「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- この表における「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の

額の総額をいう。

- 4 利用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもってドーム劇場、工芸展示館、工芸工房又は体験工房を使用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用料金とする。
- 5 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 6 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 7 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 土地及び建物の利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額	
土地	対価を得る場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1月につき	基本料金	660円
				加算料金	当該月の売上高に0.165を乗じて得た額
	対価を得ない場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1月につき	22円	
				時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1時間につき
対価を得ない場合	時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1時間につき	11円		
			建物	対価を得る場合	月単位で使用する 場合
加算料金	当該月の売上高に0.165を乗じて得た額				
対価を得ない場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1月につき		44円	
				時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1時間につき
対価を得ない場合	時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル当たり 1時間につき	22円		

備考

- 1 この表における「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 2 この表における「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の額の総額をいう。
- 3 利用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物を使用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用料金とする。
- 4 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

5 月の中途から使用を開始する場合又は月の途中で使用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りを
もって計算する。

6 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 附属設備の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額
ドーム劇場	舞台設備	音響反射板	一式1回につき 3,300円
		所作台	一式1回につき 5,500円
		ひな段	一式1回につき 1,650円
		仮設舞台	一式1回につき 2,200円
		松羽目（ドロップ）	1枚1回につき 550円
		演台	1台1回につき 330円
		司会者台	1台1回につき 220円
		指揮者台	1台1回につき 110円
		譜面台（指揮者用）	1台1回につき 110円
		譜面台（演奏者用）	1台1回につき 55円
		譜面灯	1灯1回につき 22円
		コントラバス椅子	1脚1回につき 55円
		金屏風	1双1回につき 1,650円
		長布団	1枚1回につき 110円
		毛せん	1枚1回につき 330円
	地がすり	1枚1回につき 550円	
	映写設備	35ミリ映写機（スクリーンを含む）	一式1回につき 5,500円
		16ミリ映写機（スクリーンを含む）	一式1回につき 2,200円
		スクリーン	1台1回につき 550円
	楽器	ピアノ	1台1回につき 4,400円
	音響設備	2点つり（マイクを除く）	1基1回につき 550円
		コンデンサーマイク	1本1回につき 440円
		ダイナミックマイク	1本1回につき 330円

	ワイヤレスマイク	1本1回につき	550円
	オープンテープレコーダー	一式1回につき	770円
	カセットテープレコーダー	一式1回につき	440円
	レコードプレイヤー	一式1回につき	550円
	CDプレーヤー	一式1回につき	550円
	マイクスタンド	1本1回につき	110円
	はね返りスピーカー	1台1回につき	330円
	サブミキサー	1台1回につき	550円
	移動用増幅器卓	一式1回につき	1,100円
照明設備	サイドフロントライト	一式1回につき	1,650円
	フットライト	1列1回につき	550円
	花道フットライト	1列1回につき	220円
	ボーダーライト	1列1回につき	550円
	アッパーホリゾンライト	1列1回につき	1,100円
	ローアホリゾンライト	1列1回につき	1,100円
	クセノンピンスポットライト	1台1回につき	2,200円
	スポットライト(1キロワット)	1台1回につき	110円
	スポットライト(0.5キロワット以下)	1台1回につき	55円
	ストリップライト	1台1回につき	220円
	ビームライト	1台1回につき	330円
	ディスクマシーン	一式1回につき	550円
	スパイラルマシーン	一式1回につき	550円
	スライドキャリア	一式1回につき	550円
	ミラーボール	1台1回につき	330円
	エフェクトスポットライト(エフェクトスポットライトのみ利用の場合)	1台1回につき	330円
その他	コンセント	一式1回につき	持込み器具の定格消費

			電力の合計1キロワットあたり	220円
		予備電源	1時間につき	550円

備考

- 1 ドーム劇場のコンセントの利用において持込み器具の定格消費電力の合計が1キロワット未満であるとき又はその合計に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算した利用料金を徴収するものとする。
- 2 ドーム劇場の予備電源の使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。